

協議書

南山土地区画整理事業について、南山東部土地区画整理組合設立準備会（以下「甲」という）と南山の自然を守る会（以下「乙」という）は環境保全エリア検討協議会の結果に基づき、下記の事項について協議を取り交わす。

記

1、南山コモンエリアの協力について

南山コモンエリアについて、甲及び南山東部土地区画整理組合（以下「組合等」という）は、乙の要請により当該地に保留地を計画し、乙が計画する別紙の南山顧問のズエリアの実現に向けて、誠意を持って協力する。その協力の方法については別途規約書で定める。

2、オオタカ調査及び対策の検討の協力について

組合等は、平成 18 年 3 月 31 日付け東京における自然の保護と回復に関する条例第 47 条第 5 項の規定に基づく協議について（回答）に従い、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律を遵守し、猛禽類の保護の進め方に示されている主体ごとの役割として、事業者である組合等の要請により、現地の自然環境や猛禽類の状況に詳しい NGO である乙は、組合等と合同で調査を継続して行い、対策の検討に協力する。

3、環境保全エリア検討協議会報告書の遵守

組合等と乙は、環境保全エリア検討協議会報告書の協議結果を遵守する。

4、その他

この協議書に記載されていない事項で疑義が生じた場合、組合と乙は双方が誠意を持って協議して、その対応方針を決定する。

上記の協議内容を約束した証として、この協議書を二通作成し、おのおのが協議書の一通を所有する。以上